

令和7年度「とっとり移住フェア」及び「とっとり移住・しごとフェア」の開催広報業務 公募型プロポーザル実施要領

公募型プロポーザルにより、令和7年度「とっとり移住フェア」及び「とっとり移住・しごとフェア」の開催広報業務委託者に選定する手続きについて必要な事項を以下のとおり定める。

1 業務の内容

- (1) 業務名 : 令和7年度「とっとり移住フェア」及び「とっとり移住・しごとフェア」の開催広報業務
- (2) 業務の内容 : 別途仕様書のとおり。
- (3) 委託期間 : 契約締結日から令和8年1月14日(金)
- (4) 委託金額の上限 : 金3,710千円(消費税及び地方消費税含む)

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である。
- (2) 公募開始日から本業務の企画提案書の提出までの間、国や地方公共団体の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 公募開始日から本業務の企画提案書の提出までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 当財団との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できるものであること。

3 応募手続き等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル1階
公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 移住・定住推進室
電話 0857-50-0137
電子メール iju-tottori@furusato-tori.org

- (2) 実施要領等の交付

令和7年3月18日(火)から同年3月31日(月)までの間にインターネットの公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構ホームページ(<https://furusato.tori-info.co.jp/iju/>)から入手するものとする。

ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

- ア 交付期間及び時間

令和7年3月18日(火)から同年3月31日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- イ 交付場所

(1)に同じ

- (3) 参加申込書兼資格確認書の提出

本プロポーザルに参加を表明する者は、令和7年3月31日(月)午後5時15分までに、参加申込書兼資格確認書(様式第1号)を3の(1)の場所に電子メールで提出するとともに、提出後は3の(1)に電話連絡を行い、受領された旨を確認すること。

※ 本プロポーザルへの参加は、参加申込書兼資格確認書(様式第1号)を上記期限までに提出した者に限る。

4 質問の受付等について

- (1) 企画提案書等の作成にあたり質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、令和7年3月25日(火)午後5時15分までに3の(1)の場所に電子メールで提出すること。
- (2) 質問及び回答内容を令和7年3月27日(木)までにインターネットの公益財団法人ふるさと

鳥取県定住機構ホームページ(<https://furusato.tori-info.co.jp/iju/>)に掲載する。

5 企画提案書等の作成、提出等

企画提案書等は、次に定めるところにより作成し、提出すること。

(1) 提出書類等

ア デザイン（案） 7部

チラシ（A4）を出力したもの。なお、チラシ（案）については、「とっとり移住フェア」（大阪会場及び東京会場）のみで可。

イ 企画提案書（任意様式） 7部

以下の事項を記載し、A4版用紙で作成すること。また、ページ数は企画提案書全体で15ページ以内（補足資料を含む）に収めること。

■ホームページのデザイン案（一部でも可）

■パンフレットのデザイン案（一部でも可）

■実施体制

■事業スケジュール

■過去（令和4年度以降）に受託した類似事業

ウ 見積書（任意様式） 1通

① 経費の明細を算出し、その経費（内訳を含む）を記載すること。

② 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

エ 会社概要（会社パンフレットや会社ホームページの写し等でも可） 1部

オ その他留意事項

（ア）選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし契約締結前にあつては、提案者に帰属するものとする。

（イ）選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

（ウ）県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（エ）2の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

（オ）企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、県から質問することがある。

(2) 提出方法及び提出期限等

ア 提出方法

持参又は郵送とする。（電子メールによる提出は受け付けない。）

郵送の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）とする。

イ 提出場所

3の（1）の場所

ウ 提出期間及び時間

令和7年4月1日（火）から同年4月8日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、令和7年4月8日（火）午後5時15分までに必着のこととし、併せて3の（1）の場所に電話連絡すること。

(3) 企画提案書等の無効

ア 2の参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの

イ 実施要領に示す要件を満たしていないもの。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

6 プレゼンテーションの実施

デザイン（案）及び企画提案書等の内容について審査を行うため、プレゼンテーションを実施する。詳細は、企画提案書を提出した者に別途連絡する。

- (1) 日時 令和7年4月11日(金)頃(参加者に後日通知する。)
- (2) 場所 当財団内(参加者に後日通知する。)
- (3) 持ち時間等 プレゼンテーションは30分程度とする
(企画提案書等の説明(15分以内厳守)、質疑応答(15分程度))。
- (4) 参加資格
 - ア 本プロポーザルへの選考への参加を表明した者。
 - イ 参加資格要件を満たす者であって、企画提案書等の無効要件に該当しない企画提案書等を提出し、かつ提案者の失格要件に該当しない者とする。
- (5) その他
 - ア 企画提案書等の提出後の内容の差し替え、追加は認めない。
 - イ 説明資料は、原則、提出した企画提案書等によるものとするが、希望者は、TV画面にプレゼンテーション用のホームページのデザイン案などを表示させることも可とする。なお、その場合は3の(1)まで、事前に電子メールでそれらを提出すること。(提出期限は別途連絡)

7 評価及び選定方法

- (1) 企画提案書を審査するための審査員を定め、審査員による選定を行う。
- (2) 提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容により、審査会において、評価要領に基づき、審査会の委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。
- (2) 審査結果は、インターネットの公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構ホームページ(<https://furusato.tori-info.co.jp/iju/>)で公表するとともに、提案者全員に文書で通知する。
公表については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみとする。
- (3) 審査の経緯は公表しない。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8 契約に関する事項

- (1) 契約の締結
審査会による審査の結果、7により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。
- (2) 契約保証金
契約の相手方(以下「受注者」という。)は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
- (3) 暴力団の排除
受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。
また、受注者は次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った

と認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

9 その他

- (1) 企画提案書等の取扱い
企画提案書等は、原則として返却しない。
- (2) 参加経費
本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

10 スケジュール（予定）

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は、次のとおりとする。なお、企画提案書等の提出期限（4月8日（火））以降については、状況に応じて変更することがある。

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年 3月18日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 3月25日（火） |
| (3) 質問回答 | 3月27日（木） |
| (4) 参加申込書兼資格確認書提出期限 | 3月31日（月） |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 4月 8日（火） |
| (6) 審査会の実施（別途通知） | 4月14日（月）頃 |
| (7) 審査結果の通知 | 4月中旬 |
| (8) 契約等協議、見積依頼 | 4月中旬 |
| (9) 契約締結 | 4月下旬 |

11 担当（提出・問い合わせ先）

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 移住・定住推進室（担当：前田、竹部）

〒680-0846 鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル1階

電話番号：0857-50-0137 ファクシミリ：0857-50-0136

E-mail：iju-tottori@furusato-tori.org